

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																			
事 業 名	通常砂防事業																																		
地 区 名	白山川第1支川																																		
事業箇所	豊田市大蔵町																																		
事業のあらまし	白山川第1支川は、愛知県の豊田市大蔵町に位置する土石流危険渓流である。流域の地質は花崗岩からなり、表層部は風化し急峻な地形条件と重なって山腹崩壊や渓岸浸食の起こる可能性が高い。また河床には不安定土砂も多く堆積している。このため、通常砂防事業にて土石流対策を行うものである。																																		
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人家2戸、大蔵小学校、阿摺郵便局、集会所、主要地方道瀬戸設楽線を土砂災害から保護する。</li> </ul> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>																																		
事 業 費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1億円</td><td>□工事費 0.8億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.2億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	1.1億円	□工事費 0.8億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.2億円																														
事業費	内訳																																		
1.1億円	□工事費 0.8億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.2億円																																		
事業期間	採択予定年度 平成27年度 着工予定年度 平成28年度 完成予定年度 平成30年度																																		
事業内容	砂防堰堤工 1基																																		
II 評価																																			
①事業の必要性	1) 必要性	流域は、表層部が風化し急峻な地形条件と重なって山腹崩壊や渓岸浸食の起こる可能性が高い。また河床には不安定土砂も多く堆積しているため、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。																																	
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																
			【理由】土石流から保全対象を保護する必要があるため。																																
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td>↔</td><td>↔</td><td></td></tr> <tr> <td>・堰堤工</td><td></td><td>↔</td><td>↔</td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td></td><td></td><td></td><td>1.1</td><td></td></tr> </table>			H27	H28	H29	H30	工種区分	調査・設計	↔	↔			用地補償	↔	↔			工事		↔	↔		・堰堤工		↔	↔		事業費（億円）				1.1	
			H27	H28	H29	H30																													
	工種区分	調査・設計	↔	↔																															
		用地補償	↔	↔																															
工事			↔	↔																															
・堰堤工			↔	↔																															
事業費（億円）				1.1																															
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土砂災害対策の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																		
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																	
		【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																	
III 対応方針																																			
妥 当	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																			
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。</li> </ul>																																			